プロジェクト　**税効果会計**

項目　**今後のスケジュール等移管に関する具体的な進め方の検討**

本資料の目的

1. 本資料は、以下の 5 本の日本公認会計士協会（JICPA）の実務指針から ASBJ の適用指針等への移管に関して、今後のスケジュールや開発する適用指針のイメージ案など、具体的な進め方について検討することを目的としている。

- 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（最終改正　平成 26 年 2 月 24 日）（以下「連結税効果実務指針」という。）
- 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（最終改正　平成 23 年 1 月 12 日）（以下「個別税効果実務指針」という。）
- 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」（最終改正　平成 23 年 1 月 12 日）（以下「中間税効果実務指針」という。）
- 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」（最終改正　平成 27 年 5 月 26 日）（以下「税効果 Q&A」という。）
- 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（最終改正　平成 23 年 3 月 29 日）（以下「諸税金の取扱い」という。）

今後のスケジュール

2. 第 314 回企業会計基準委員会及び第 21 回専門委員会では、以下の 7 つの論点を早急に対応すべきものとして取り扱い、検討を進めることを提案した。

(1) 開示に関連する論点
(2) 税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱い
(3) 連結納税と企業結合における税効果会計の整合性
(4) 繰延税金負債の支払可能性（会計基準と実務指針の整合性）
(5) 子会社の留保利益に係る税効果（連結税効果実務指針における定めとの整合性）
(6) 未実現損益の消去に係る税効果（繰延法か資産負債法か）
(7) 関連会社の留保利益等に係る税効果（認識規準）

3. このうち、(1)開示に関連する論点及び(2)税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱いについては、以下の適用時期のニーズが聞かれ、企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「回収可能性適用指針案」という。）以外の実務指針の移管について、スケジュー

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ル感を持つべきとの意見が聞かれている。

- 開示に関連する論点について、仮に開示項目を見直す場合には、回収可能性適用指針案が適用される時期と、あまり離れず開示も適用できるよう開発すべきである。

- 税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱いについては、3 月決算の企業においては毎年 3 月に実務上課題が生じる可能性があることから、2016 年 3 月決算期において適用できるように開発すべきである。

4. これらを踏まえ、以下では、早急に対応すべき論点について、具体的な進め方を検討する。

全体のスケジュール

5. 現状では、回収可能性適用指針案以外の実務指針の移管について、今後の審議に要する時間を見積ることは必ずしも容易でないことから、移管に係る全体のスケジュールとして完了の目標時期を明確に定めることは難しいと考えられるが、回収可能性適用指針案の審議の過程における開示に関する検討経緯を踏まえると、第 3 項に記載した「開示に関連する論点について、仮に開示項目を見直す場合には、回収可能性適用指針案が適用される時期と、あまり離れず開示も適用できるよう開発すべきである。」との意見を踏まえる必要があると考えられる。

6. 一方、仮に開示項目を追加する場合、追加する開示項目の内容によっては、子会社から情報収集する連結パッケージの見直し、システム対応等が必要となる場合や、企業の状況によっては海外子会社の所在地国における税制をより詳細に把握するための調査が必要となる場合もあることが考えられ、適用時期の決定においては一定の準備期間を設ける必要があると考えられる。

7. これらの点を踏まえると、仮に開示項目を見直した場合（見直さないこともあり得る。）、かつ、回収可能性適用指針案の適用時期が提案どおりに 2016 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からとなる場合には、見直しがなされた開示項目について、2017 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することを念頭に置いて検討を進めることが考えられるがどうか。
（仮に開示項目を見直す場合、その内容によって準備期間が異なるため、あくまで作業上の目安である。）

税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱い

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

8. 税効果会計に適用される税率（公布日基準）の取扱いについては、2014 年 3 月期と 2015 年 3 月期に、2 度にわたり議事概要において考え方の周知を図っている。これらの状況を踏まえ、実務を安定的に行うために、2016 年 3 月決算期において適用できるように開発すべきであるとの意見が聞かれている。

9. 全体の移管については、公開草案の手続等を考えた場合、2016 年 3 月決算期に間に合わせることは困難である可能性が高いと考えられるため、仮に前項のニーズに対応する場合には、全体の移管作業から切り離して当該論点のみを個別に取り扱い、別の適用指針を開発することが考えられるがどうか。

　この場合、当該適用指針については、全体の移管を行う際に全体の適用指針に統合することが考えられる。

移管に関するイメージ

10. 第 1 項に記載した 5 本の実務指針等について、その内容に応じて下記のとおり、会計基準 1 本及び適用指針 2 本として移管することが考えられる（具体的な目次レベルで移管のイメージについては（別紙 1）から（別紙 3）を参照）。

- 企業会計基準適用指針第●号
  「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」
- 企業会計基準適用指針第●号
  「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（仮称）」
- 企業会計基準第●号
  「法人税等に関する会計基準（仮称）」

　なお、仮に開示に関する事項を改正する場合、原則として、会計基準により定めることとなるため、企業会計審議会の「税効果会計に係る会計基準」に対する改正として以下の会計基準を開発することが考えられる[1]。

- 企業会計基準第●号
  「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（仮称）」

11. また、第 8 項から第 9 項に記載した税効果会計に適用される税率について、仮に適用指針を別途開発する場合には以下の適用指針を開発することが考えられる。

- 企業会計基準適用指針第●号
  「税効果会計に適用される税率に関する適用指針（仮称）」

[1] 企業会計審議会の会計基準を一部改正するものとして、例えば、企業会計基準第 23 号「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」がある。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ディスカッション・ポイント
移管に関するスケジュール及びイメージ案ついて、ご意見を伺いたい

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（別紙 1）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」のイメージ案

（JICPA 実務指針）	（適用指針案）
個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針 Ⅰ　個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針 はじめに（1～1-5） 税効果会計の意義（2～3） 一時差異等（4～14） 一時差異等に係る税効果の認識と会計処理（15～27） 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示等（28～31） 適用等（32～32-6） **連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針** Ⅰ　連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針 はじめに（1～1-5） 連結財務諸表における税効果会計の意義（2） 連結財務諸表固有の一時差異（3～11） 一時差異の会計処理（12～41） 繰延税金資産及び繰延税金負債の表示等（42～44） 適用等（45～45-7） **個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針** Ⅱ　結論の背景 税効果会計の方法（33～33-2） 一時差異と繰延税金資産又は繰延税金負債及び税金費用との関係（34） 組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る税効果の取扱い（34-2） 修正申告及び更正決定等の取扱い（35） 税効果会計の対象となる税金及び適用する税率（36～37） 積立金方式による諸準備金等の取扱い（38～39） 繰延税金資産の回収可能性と控除額（40～42） 繰越外国税額控除の税効果（43～44） 表示方法（45） 税務申告上の取扱（46） **連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針** Ⅱ　結論の背景 未実現損益（46～49） 債権債務の相殺消去に関連する項目（50～51） 子会社株式の取得に伴い発生したのれん又は負ののれん（52） 子会社への投資に係る一時差異（53～57-4） 投資時における子会社の利益留保額（58～59）	**税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）** **目　的** **適用指針** 範　囲 用語の定義 会計処理 税効果会計の意義 一時差異等 個別財務諸表における一時差異等 連結財務諸表固有の一時差異 一時差異等に関する会計処理 個別財務諸表における一時差異等に関する会計処理 連結財務諸表固有の一時差異に関する会計処理 開　示 表　示 注記事項 適用時期等 議　決 **結論の背景** 検討の経緯 会計処理 税効果会計の意義 一時差異等に関する会計処理 個別財務諸表における一時差異等に関する会計処理 連結財務諸表固有の一時差異に関する会計処理 開　示 表　示 適用時期等 **設　例** **本適用指針の公表による他の会計基準等についての修正** （注） ・「税効果会計に関するＱ＆Ａ」の内容は、適宜適切な箇所に定めることを想定している。 ・税効果会計に適用される税率については、2015 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末からの適用を念頭に置いて、「税効果会計に適用される税率に関する適用指針（仮称）」を先行して開発することを想定している。 ただし、「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」の適用に伴い、「税効果会計に適用される税率に関する適用指針（仮称）」を統合することを想定している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（別紙 2）「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（仮）」のイメージ案

（JICPA 実務指針）	（適用指針案）
中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針	**中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（仮称）**
Ⅰ　中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針	**目　的**
はじめに（1～1-3）	**適用指針**
中間財務諸表における法人税等の会計処理	範　囲
原則法（2～7）	用語の定義
簡便法（8～12）	会計処理
中間連結財務諸表における法人税等の会計処理（13～13-2）	→ 税金費用に係る原則法に関する取扱い
中間財務諸表等における簡便法による場合の表示方法（14）	→ 税金費用に係る簡便法に関する取扱い
適　用（15～15-3）	開　示
	→ 表　示
	→ 注記事項
	適用時期等
	議　決
Ⅱ　結論の背景	**結論の背景**
中間財務諸表における法人税等の会計処理（16～21）	経　緯
中間連結財務諸表における法人税等の会計処理（21-2）	会計処理
中間財務諸表等における簡便法による場合の表示方法（22）	→ 税金費用に係る原則法に関する取扱い
	→ 税金費用に係る簡便法に関する取扱い
	開　示
	→ 表　示
	適用時期等
	設　例
	本適用指針の公表による他の会計基準等についての修正
	（注）「税効果会計に関するＱ＆Ａ」の内容は、適宜適切な箇所に定めることを想定している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（別紙 3）「法人税等に関する会計基準（仮称）」のイメージ案

（JICPA 実務指針）		（会計基準案）
諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い １．はじめに ２．諸税金に関する会計処理及び表示 (1) 法人税、住民税及び事業税 (2) 利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税 (3) 事業所税 (4) 特別土地保有税 ３．適　用 （注） 特別土地保有税については、平成 15 年 1 月以降取得した土地には課税されず、現在課税されている企業が少ないと考えられるが、引き継ぐかどうかは移管時に検討することが考えられる。		**法人税等に関する会計基準（仮称）** **目　的** **適用指針** 範囲 用語の定義 会計処理 開　示 適用時期等 議決 **結論の背景** 経　緯

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。